

さがみはら 子ども応援プラン
第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画
(案)

相模原市

1 計画策定の趣旨・計画期間

少子化の進行や共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化している中、幼児教育・保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な施策であり、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、国においては、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が全国で本格的にスタートさせ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するため、様々な取組の更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年に改定された「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」では子育てのための施設等利用給付が創設され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。このほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により全ての子どもが権利の主体であることの明確化や、子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指した取組が進められています。

本市においても、平成 29 年度に「こども・若者未来局」を新設し、さらに「子育て支援センター」を各区に開設、妊娠期からの「切れ目のない支援」を目指しています。また、相模原市子どもの権利条例（平成 27 年相模原市条例第 19 号）の制定、児童相談所の機能・体制の強化、幼児教育・保育ガイドラインの策定、子どもの貧困対策の充実など、様々な取組を推進しているところです。

平成 27 年の「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」策定から 5 年が経過したため、改めて市民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」(令和 2 年度～ 6 年度)を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は「相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、関連計画や関連指針と整合を図るとともに、子ども・若者に関する各種法律に基づく計画を含み、本市における子ども・若者に関する総合的な計画として策定します。

3 計画の基本的な考え方



子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら

全ての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る存在です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、子ども・若者が自信を持って自己を確立し、将来に夢と希望を持って育つことができる「まち」。そして、家庭・地域・職場・行政が連携し、子どもと子育て家庭を支援し、「子どもの最善の利益」を目指す「まち」。

本市では、子育てを通して、社会全体がつながりあう「まち」を目指します。

基本方針

子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える環境づくり

基本方針

子どもを生き育てることに安心と楽しさを感じ 心が豊かになる暮らしづくり

基本方針

みんなが信頼しあい 子育て子育てができるしくみづくり

4 計画の推進

(1) 計画の推進

この計画を着実に実行していくためには、社会全体が共通の課題意識を持ち、この計画に掲載されている、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたる事業が、それぞれの立場において基本理念に沿った事業を展開し、連携を取りながら横断的に推進していくことが必要です。

このため、市民と行政が協働で市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが子ども・子育て支援への関心を高めるとともに、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

<市民の役割>

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、温かく見守り、支え合っていくことが求められています。

<家庭の役割>

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであるという認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

また、家庭において女性に子育てや家事の負担が偏らないよう、男性の積極的な参画が求められています。

<子どもに関わる施設の役割>

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を築く場でもあります。

子どもが学び育つ場として、家族や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

<地域の役割>

地域社会は、地域に住む全ての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していくため、全ての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

<企業の役割>

働いている全ての人が、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

<行政の役割>

市は、この計画の内容を広く市民等に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で子どもの健全な育成と養護、子育てや教育環境の充実、若者の自立支援等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく包括的に展開していくことが求められます。

(2) 計画の進行管理

本計画を実効性のある計画とするため、庁内の「少子化対策推進会議」において、計画の推進、進行管理等を図ります。

また、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「相模原市子ども・子育て会議」に計画の進行状況を定期的に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

(3) 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年度ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年9月の国連サミットでは、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発」とは、今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を發揮しながら満足して暮らせるようにすることです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



これらの目標を達成するためには、市民一人ひとりが身の回りや地域の問題を認識し、理想の未来について考え、話し合い、協力し合い、行動していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる多様な主体が、それぞれ能力を發揮し、今と未来の子どもの夢が輝くよう、みんなでつながり合って取組を進めていきます。

～本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示します～

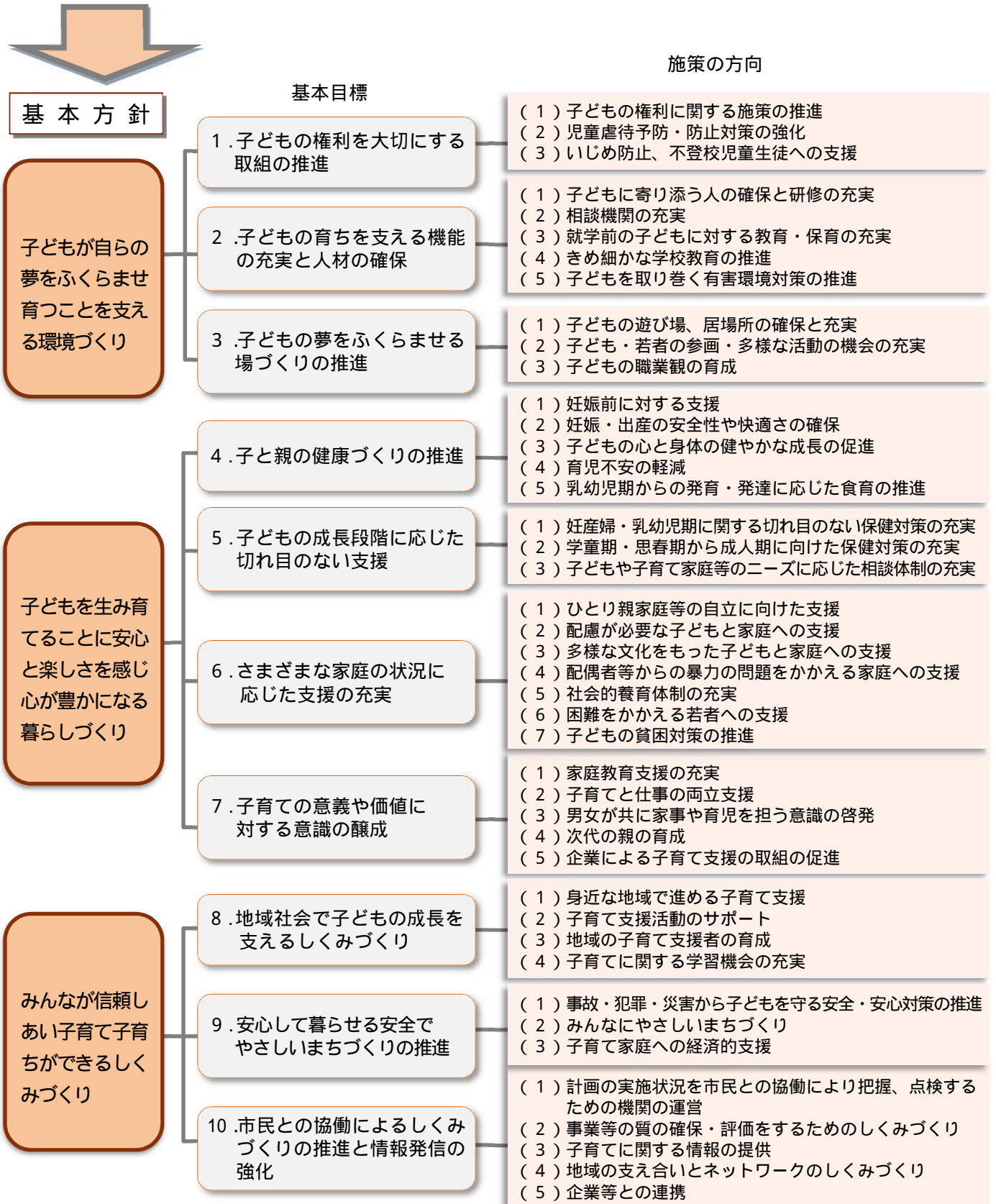
<本計画に関連する主なSDGs>



5 計画の体系

基本理念

子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら

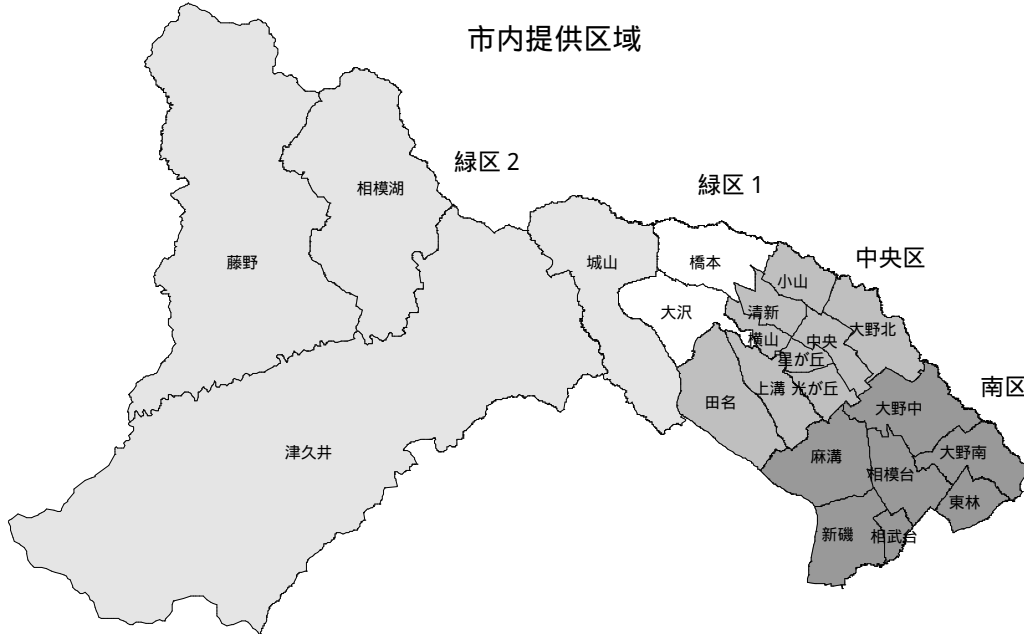


6 子ども・子育て支援事業の整備

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに設定します。

原則は、市全域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）としますが、教育・保育については、津久井地域の状況を考慮する必要があるため、緑区を橋本・大沢地区と津久井地域に分け、4区域とします。



区域【緑区 1（橋本・大沢地区） 緑区 2（津久井地域） 中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業		対象区域
教育・保育の提供区域		4 区域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域		
利用者支援事業	特定型（保育専門相談事業）	3 区域
	母子保健型（母子保健型利用者支援事業）	3 区域
地域子育て支援拠点事業（乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。）		市全域
妊婦健康診査		市全域
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		市全域
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		市全域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		市全域
一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育	3 区域
	預かり保育以外	市全域
延長保育事業		3 区域
病児保育事業（病児・病後児保育事業）		市全域
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		市全域
実費徴収に係る補足給付事業		市全域
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		市全域

7 教育・保育施設の見込量と確保方策

市全域

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導型 保育
令和2年度	1号認定	6,593	8,078	3,488				11,566	4,973	
	2号認定	学校教育を希望	1,018							
		上記以外	7,652	8,481		489	1,018	10	9,998	1,328
	3号認定	0歳児	1,005	1,119		181	168		15	1,483
		1・2歳児	5,104	4,285		574	414	0	39	5,312
計	21,372	21,963	3,488	755	1,071	1,018	64	28,359	6,987	
令和3年度	1号認定	6,028	8,078	3,488				11,566	5,538	
	2号認定	学校教育を希望	1,038							
		上記以外	7,974	8,646		489	1,038	10	10,183	1,171
	3号認定	0歳児	1,002	1,143		190	168		15	1,516
		1・2歳児	5,216	4,371		622	414	0	39	5,446
計	21,258	22,238	3,488	812	1,071	1,038	64	28,711	7,453	
令和4年度	1号認定	5,411	8,078	3,488				11,566	6,155	
	2号認定	学校教育を希望	1,046							
		上記以外	8,188	8,856		489	1,046	10	10,401	1,167
	3号認定	0歳児	996	1,173		196	168		15	1,552
		1・2歳児	5,483	4,481		654	414	0	39	5,588
計	21,124	22,588	3,488	850	1,071	1,046	64	29,107	7,983	
令和5年度	1号認定	5,063	8,078	3,488				11,566	6,503	
	2号認定	学校教育を希望	1,059							
		上記以外	8,458	9,066		489	1,059	10	10,624	1,107
	3号認定	0歳児	988	1,203		208	168		15	1,594
		1・2歳児	5,619	4,591		718	414	0	39	5,762
計	21,187	22,938	3,488	926	1,071	1,059	64	29,546	8,359	
令和6年度	1号認定	4,692	8,078	3,488				11,566	6,874	
	2号認定	学校教育を希望	1,059							
		上記以外	8,631	9,252		489	1,059	10	10,810	1,120
	3号認定	0歳児	979	1,233		217	168		15	1,633
		1・2歳児	5,736	4,695		766	414	0	39	5,914
計	21,097	23,258	3,488	983	1,071	1,059	64	29,923	8,826	

緑区（全域）

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導型 保育
令和2年度	1号認定	1,691	2,848	0				2,848	1,157	
	2号認定	学校教育を希望	222							
		上記以外	1,935	2,163		111	222	5	2,501	344
	3号認定	0歳児	254	265		27	41		1	334
		1・2歳児	1,291	1,093		95	110	0	5	1,303
計	5,393	6,369	0	122	262	222	11	6,986	1,593	
令和3年度	1号認定	1,550	2,848	0				2,848	1,298	
	2号認定	学校教育を希望	226							
		上記以外	2,015	2,208		111	226	5	2,550	309
	3号認定	0歳児	254	271		30	41		1	343
		1・2歳児	1,318	1,117		111	110	0	5	1,343
計	5,363	6,444	0	141	262	226	11	7,084	1,721	
令和4年度	1号認定	1,396	2,848	0				2,848	1,452	
	2号認定	学校教育を希望	227							
		上記以外	2,070	2,253		111	227	5	2,596	299
	3号認定	0歳児	251	277		33	41		1	352
		1・2歳児	1,386	1,141		127	110	0	5	1,383
計	5,330	6,519	0	160	262	227	11	7,179	1,849	
令和5年度	1号認定	1,309	2,848	0				2,848	1,539	
	2号認定	学校教育を希望	230							
		上記以外	2,137	2,298		111	230	5	2,644	277
	3号認定	0歳児	250	283		39	41		1	364
		1・2歳児	1,419	1,165		159	110	0	5	1,439
計	5,345	6,594	0	198	262	230	11	7,295	1,950	
令和6年度	1号認定	1,215	2,848	0				2,848	1,633	
	2号認定	学校教育を希望	230							
		上記以外	2,180	2,364		111	230	5	2,710	300
	3号認定	0歳児	247	295		39	41		1	376
		1・2歳児	1,445	1,207		159	110	0	5	1,481
計	5,317	6,714	0	198	262	230	11	7,415	2,098	

- 1 緑区（橋本・大沢地区）

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導型 保育	
令和2年度	1号認定	1,287	2,006	0				2,006	719		
	2号認定	学校教育を希望	171	1,599			79	171	2	1,851	131
		上記以外	1,549								
	3号認定	0歳児	209	235		23	31		0	289	80
		1・2歳児	1,033	854							
計		4,249	4,694	0	104	202	171	5	5,176	927	
令和3年度	1号認定	1,179	2,006	0					2,006	827	
	2号認定	学校教育を希望	174	1,644			79	174	2	1,899	112
		上記以外	1,613								
	3号認定	0歳児	209	241		26	31		0	298	89
		1・2歳児	1,055	878							
計		4,230	4,769	0	123	202	174	5	5,273	1,043	
令和4年度	1号認定	1,062	2,006	0					2,006	944	
	2号認定	学校教育を希望	175	1,689			79	175	2	1,945	113
		上記以外	1,657								
	3号認定	0歳児	206	247		29	31		0	307	101
		1・2歳児	1,113	902							
計		4,213	4,844	0	142	202	175	5	5,368	1,155	
令和5年度	1号認定	996	2,006	0					2,006	1,010	
	2号認定	学校教育を希望	177	1,734			79	177	2	1,992	104
		上記以外	1,711								
	3号認定	0歳児	205	253		35	31		0	319	114
		1・2歳児	1,146	926							
計		4,235	4,919	0	180	202	177	5	5,483	1,248	
令和6年度	1号認定	924	2,006	0					2,006	1,082	
	2号認定	学校教育を希望	177	1,800			79	177	2	2,058	136
		上記以外	1,745								
	3号認定	0歳児	202	265		35	31		0	331	129
		1・2歳児	1,172	968							
計		4,220	5,039	0	180	202	177	5	5,603	1,383	

- 2 緑区2（津久井地域）

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導型 保育	
令和2年度	1号認定	404	842	0					842	438	
	2号認定	学校教育を希望	51	564			32	51	3	650	213
		上記以外	386								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	258	239							
計		1,144	1,675	0	18	60	51	6	1,810	666	
令和3年度	1号認定	371	842	0					842	471	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	197
		上記以外	402								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	263	239							
計		1,133	1,675	0	18	60	52	6	1,811	678	
令和4年度	1号認定	334	842	0					842	508	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	186
		上記以外	413								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239							
計		1,117	1,675	0	18	60	52	6	1,811	694	
令和5年度	1号認定	313	842	0					842	529	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	173
		上記以外	426								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239							
計		1,110	1,675	0	18	60	53	6	1,812	702	
令和6年度	1号認定	291	842	0					842	551	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	164
		上記以外	435								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239							
計		1,097	1,675	0	18	60	53	6	1,812	715	

中央区

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導型 保育			
令和2年度	1号認定	2,379	2,496	1,440					3,936	1,557	
	2号認定	学校教育を希望	322								
		上記以外	2,912	3,870			134	322	5	4,331	1,097
	3号認定	0歳児	382	548		81	37		13	679	297
		1・2歳児	1,942	1,890		268	104	0	32	2,294	352
計		7,937	8,804	1,440	349	275	322	50	11,240	3,303	
令和3年度	1号認定	2,179	2,496	1,440					3,936	1,757	
	2号認定	学校教育を希望	328								
		上記以外	3,034	3,870			134	328	5	4,337	975
	3号認定	0歳児	381	548		81	37		13	679	298
		1・2歳児	1,985	1,890		268	104	0	32	2,294	309
計		7,907	8,804	1,440	349	275	328	50	11,246	3,339	
令和4年度	1号認定	1,960	2,496	1,440					3,936	1,976	
	2号認定	学校教育を希望	331								
		上記以外	3,115	3,870			134	331	5	4,340	894
	3号認定	0歳児	380	548		81	37		13	679	299
		1・2歳児	2,086	1,890		268	104	0	32	2,294	208
計		7,872	8,804	1,440	349	275	331	50	11,249	3,377	
令和5年度	1号認定	1,837	2,496	1,440					3,936	2,099	
	2号認定	学校教育を希望	335								
		上記以外	3,219	3,870			134	335	5	4,344	790
	3号認定	0歳児	376	548		81	37		13	679	303
		1・2歳児	2,139	1,890		268	104	0	32	2,294	155
計		7,906	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,347	
令和6年度	1号認定	1,706	2,496	1,440					3,936	2,230	
	2号認定	学校教育を希望	335								
		上記以外	3,285	3,870			134	335	5	4,344	724
	3号認定	0歳児	373	548		81	37		13	679	306
		1・2歳児	2,177	1,890		268	104	0	32	2,294	117
計		7,876	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,377	

南区

単位：人

	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導型 保育			
令和2年度	1号認定	2,523	2,734	2,048					4,782	2,259	
	2号認定	学校教育を希望	474								
		上記以外	2,805	2,448			244	474	0	3,166	-113
	3号認定	0歳児	369	306		73	90		1	470	101
		1・2歳児	1,871	1,302		211	200	0	2	1,715	-156
計		8,042	6,790	2,048	284	534	474	3	10,133	2,091	
令和3年度	1号認定	2,299	2,734	2,048					4,782	2,483	
	2号認定	学校教育を希望	484								
		上記以外	2,925	2,568			244	484	0	3,296	-113
	3号認定	0歳児	367	324		79	90		1	494	127
		1・2歳児	1,913	1,364		243	200	0	2	1,809	-104
計		7,988	6,990	2,048	322	534	484	3	10,381	2,393	
令和4年度	1号認定	2,055	2,734	2,048					4,782	2,727	
	2号認定	学校教育を希望	488								
		上記以外	3,003	2,733			244	488	0	3,465	-26
	3号認定	0歳児	365	348		82	90		1	521	156
		1・2歳児	2,011	1,450		259	200	0	2	1,911	-100
計		7,922	7,265	2,048	341	534	488	3	10,679	2,757	
令和5年度	1号認定	1,917	2,734	2,048					4,782	2,865	
	2号認定	学校教育を希望	494								
		上記以外	3,102	2,898			244	494	0	3,636	40
	3号認定	0歳児	362	372		88	90		1	551	189
		1・2歳児	2,061	1,536		291	200	0	2	2,029	-32
計		7,936	7,540	2,048	379	534	494	3	10,998	3,062	
令和6年度	1号認定	1,771	2,734	2,048					4,782	3,011	
	2号認定	学校教育を希望	494								
		上記以外	3,166	3,018			244	494	0	3,756	96
	3号認定	0歳児	359	390		97	90		1	579	219
		1・2歳児	2,114	1,598		339	200	0	2	2,139	25
計		7,904	7,740	2,048	436	534	494	3	11,255	3,351	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	35	36	37	38	39

【保育利用率】

0～2歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

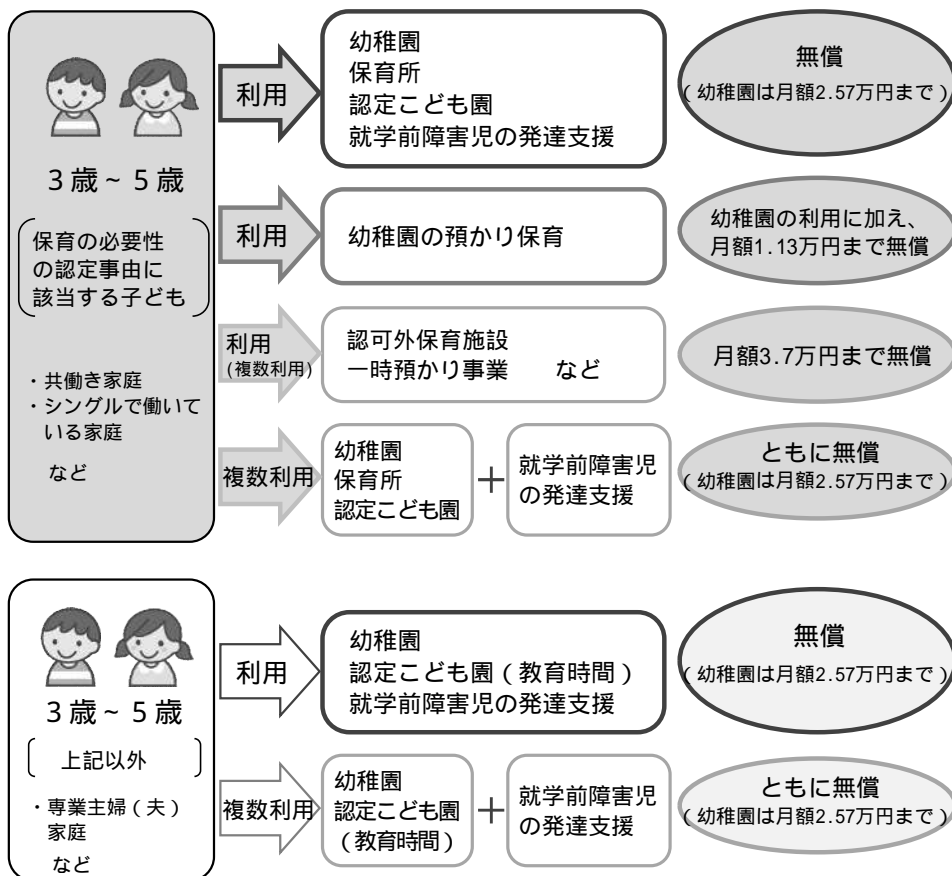
単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	15,008	14,617	14,525	14,209	13,901
3号認定子どもの量の見込み	6,109	6,218	6,479	6,607	6,715
保育利用率	40.7%	42.5%	44.6%	46.5%	48.3%

幼児教育・保育の無償化

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改定により、子育てに係る経済的負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。(内閣府資料に基づき作成)

8 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。
 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

- 1 利用者支援事業【特定型】(保育専門相談事業)

各区の子育て支援センターに保育専門相談員(すくすく保育アテンダント)を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。

区 域	項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
緑 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中央区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

- 2 利用者支援事業【母子保健型】(母子保健型利用者支援事業)

母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

区 域	項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保提供量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
緑 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中央区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
南 区	確保提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所(子育て広場等)を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	89,824	109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	確保提供量		109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	-		0	0	0	0	0
	実施箇所	22	26	28	32	35	38

妊婦健康診査

妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、1人当たり16回分の妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。

単位：延べ回数

区 域	項 目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	62,182	62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	確保提供量		62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	-		0	0	0	0	0

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	4,901	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	確保提供量	4,758	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	-	143	0	0	0	0	0
	訪問率	97.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児支援家庭訪問事業

子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

単位：延べ回数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	315	342	369	396	423	450
	確保提供量		342	369	396	423	450
	-		0	0	0	0	0

要保護児童対策地域協議会の運営

児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	392	400	410	420	430	440
	確保提供量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	-		800	790	780	770	760

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

生後0か月から小学校6年生まで（障害児は18歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	9,991	10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	確保提供量		10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	-		0	0	0	0	0

- 1 一時預かり事業【幼稚園在園児対象の預かり保育】(預かり保育)

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	236,191	235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	確保提供量		235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	-		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	52,827	51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	確保提供量		51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	-		0	0	0	0	0
中央区	量の見込み	79,680	74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	確保提供量		74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	-		0	0	0	0	0
南区	量の見込み	103,684	109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	確保提供量		109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	-		0	0	0	0	0

- 2 一時預かり事業【預かり保育以外】

一時保育事業

日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行いたい人(援助会員)を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、この項目では未就学児童のみを対象として記載しています。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	28,337	27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	確保提供量		27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	-		0	0	0	0	0

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間である11時間を超えて保育を行います。

単位：延べ人数/月

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	14,420	15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	確保提供量		15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	-		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	3,314	3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	確保提供量		3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	-		0	0	0	0	0
中央区	量の見込み	5,041	5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	確保提供量		5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	-		0	0	0	0	0
南区	量の見込み	6,065	6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	確保提供量		6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	-		0	0	0	0	0

病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

単位：延べ人数

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1,473	1,736	1,788	1,841	1,896	1,953
	確保提供量		4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	-		3,144	3,092	3,039	2,984	2,927

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み						
	1年生		2,631	2,674	2,676	2,792	2,942
	2年生		2,194	2,315	2,353	2,355	2,457
	3年生		1,555	1,601	1,690	1,718	1,719
	低学年計		6,380	6,590	6,719	6,865	7,118
	4年生		832	824	849	896	911
	5年生		264	283	280	289	305
	6年生		90	93	99	98	101
	①全学年計	6,485	7,566	7,790	7,947	8,148	8,435
	確保提供量		7,063	7,313	7,563	7,813	8,113
	-		503	477	384	335	322
-		683	723	844	948	995	

実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

経済的に困窮している世帯や多子世帯の円滑な特定教育・保育施設等の利用を図るため、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

	対象施設	対象者
教材費・行事費等	特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業所	生活保護受給世帯の子ども
副食材料費	私学助成の幼稚園	年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降

考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援を行います。

考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

9 子ども施策の総合的展開



基本目標 1 子どもの権利を大切にしている取組の推進

1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	76.1%	79.4%	子どもの自己肯定感を見る指標

これまでの傾向を考慮しつつ、今後の事業展開によって増加するよう目標を設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 子どもの権利に関する施策の推進

「子どもの権利条約」「相模原市子どもの権利条例」に関する教育・啓発活動を行うとともに、子どもの権利救済委員の設置や子どもの権利相談室を運営し、子どもを含む全ての市民が子どもを権利の主体として尊重することや、いのちの大切さの認識を深める取組等を進めます。

主な取組 子どもの権利保障の推進
子どもの権利救済委員等の設置 など

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

児童相談所等の体制・機能の強化等により、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目ない支援体制を構築し、地域や関係機関を含め一体となって取り組んでいきます。

主な取組 要保護児童対策地域協議会の運営
児童虐待防止の啓発事業 など

(3) いじめ防止、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

主な取組 防犯安全教育プログラム「安全教室」
いじめ防止への取組 など

基本目標 2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保



1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
保育を必要とする児童が、保育を受けることができる割合	99.4%	100.0%	本市の保育環境が整えられているかを示す指標

保育を必要とする全ての児童が保育を受けることができるよう目標を設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、全ての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、子どもと一緒に考えることができるよう、人材の確保と研修の充実に努めます。

主な取組 子どもの人権等にかかる研修事業
こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員等研修の充実 など

(2) 相談機関の充実

複雑化・多様化する子どもに関する相談について、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

主な取組 子育て支援センターの充実
思春期相談 など

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の質の向上に努めるとともに、必要とする全ての子どもが、教育・保育を受けることができるよう、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

主な取組 保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置
相模原市保育者ステップアップ研修の充実 など

(4) きめ細かな学校教育の推進

様々な分野で活躍できる人材を育成するため、一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動を推進し、「未来を切り拓く力」の育成に努めます。

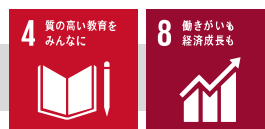
主な取組 キャリア教育の推進
認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進 など

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する図書や情報等の有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

主な取組 青少年問題協議会の運営
青少年街頭指導事業 など

基本目標 3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進



1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童生徒の割合	86.7%	92.7%	体験学習の効果を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

主な取組 こどもセンター、児童館事業
放課後子ども総合プラン推進事業 など

(2) 子ども・若者の参画・多様な活動の機会の充実

子どもの声がちづくり反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。また、子どもの「生きる力」及び「道徳感・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多

様な遊びや学習の機会の充実を図ります。また青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の推進を図ります。

主な取組 やませみ自然体験スクールの開催
子ども・若者の参画の機会の確保 など

(3) 子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる職場体験等を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

主な取組 さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業
職場体験支援事業 など



基本目標 4 子どもと親の健康づくりの推進

1 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目 標 (R 6)	指標の説明等
乳幼児の健康状況の把握率	99.9%	100.0%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができているかを見る指標

すべての乳幼児に対して健康、発達、発育等の支援をすることを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 妊娠前に対する支援

不妊で悩む人が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を推進していきます。

主な取組 特定不妊治療費助成事業
妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発 など

(2) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、妊産婦等への支援の充実を図ります。

主な取組 母子保健型利用者支援事業
妊婦健康診査事業 など

(3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、健康診査等を実施し、全ての子どもが安心して生活できるよう、個々に合ったきめ細かな育児支援を進めます。さらに、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身に付け、積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

主な取組 こんにちは赤ちゃん事業
親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（むし歯予防教室）の開催 など

(4) 育児不安の軽減

育児で孤立することなく楽しんで子育てができるよう、保護者同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

主な取組 ふれあい親子サロン
ブックススタート事業 など

(5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画（平成31年3月策定）に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます。

また、乳幼児期から適切な生活習慣を身に付けることができるよう、情報提供を充実するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を進めます。

主な取組 離乳食教室
認定こども園・幼稚園・保育所における食育の推進 など

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援



1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
子どもを育てていることに満足している市民の割合	81.7%	87.7%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てができているかを見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保され、安心して子育てをしているために、妊産婦・乳幼児の視点に立ち、切れ目のない包括的で一貫した支援を行います。

主な取組 乳幼児健康診査事業
産後ケア事業 など

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期は、子どもから大人へと移る変化の大きな時期で精神的にも不安定な時期です。児童生徒の健康診断等により健康の保持に努めるほか、いのちの大切さを含めた性に関する指導などを実施することにより、各成長・発達段階の課題を認識し、健やかに成長できるよう努めます。

主な取組 「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進
薬物乱用防止対策事業 など

(3) 子どもや子育て家庭等のニーズに応じた相談体制の充実

様々な場面において子どもや子育て家庭が抱える多様な悩み等に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

主な取組 療育相談事業
青少年相談センターの相談機能強化 など



1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1%	86.0%	就労による自立に向けた指標（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第13条の3の該当者で就労している受給者）

これまでの傾向を参考に、86.0%を目標に設定しました。

児童扶養手当法第13条の3の規定は、手当受給から5年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

2 施策の方向と主な取組

(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら社会的・経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、必要な支援を推進するとともに、その支援に確実につながるよう、関係機関との連携強化等を図ります。

主な取組 ひとり親家庭等学習支援事業
児童扶養手当の支給 など

(2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

障害の有無にかかわらず、誰もが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう、障害の早期発見からその後の療育まで関係機関と連携した一貫した対応を進め、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるよう配慮するなど、ライフステージを見通した取組を進めます。

主な取組 発達障害支援センターの運営
医療的ケア児支援のための協議の場の設置 など

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

主な取組 通訳、翻訳ボランティアの派遣等
「子育てガイド」外国語版の作成 など

(4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

主な取組 配偶者暴力相談支援センター事業
婦人相談事業 など

(5) 社会的養育体制の充実

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益の実現を目的とし、里親委託等による家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化等を図り、社会全体で子どもを育むことを理念に、社会的養育体制を充実していきます。

主な取組 里親委託等の推進
児童養護施設等の高機能化及び小規模化かつ地域分散化の推進 など

(6) 困難をかかえる若者への支援

不登校、ひきこもりなど困難をかかえた若者の自立を支援するため、相談支援だけではなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。

また、困難をかかえることがないように未然防止の取組を進めます。

主な取組 ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実
子ども・若者支援協議会の運営の充実 など

(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちを目指して、全ての子どもたちの居場所づくりの推進、子どもの状況に応じた学びの支援、子どもと保護者の自立の支援、子どもや世帯に対する経済的支援を推進します。

主な取組 子どもの居場所創設サポート事業
就学援助費の交付 など

基本目標 7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成



1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	25.8%	31.8%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 家庭教育支援の充実

全ての教育の出発点である家庭教育において、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けることができるよう、学習機会や情報の提供を行っていきます。

主な取組 家庭教育についての学習機会の提供
子どもの発達を理解するための講座の実施 など

(2) 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、仕事と子育ての両立支援に努めます。また、仕事と子育ての両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

主な取組 延長保育の拡充
仕事と子育ての両立のための啓発事業 など

(3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

主な取組 男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり

(4) 次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るための講座等の充実を図ります。

主な取組 思春期普及啓発事業

(5) 企業による子育て支援の取組の促進

企業や関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた情報提供や事業所内保育事業を促進します。

主な取組 事業所内保育事業の促進
院内保育事業 など



基本目標 8 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり

1 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標 (R6)	指標の説明等
子育てサポーターの活動者数	194人	212人	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

就労等を理由とした活動辞退に考慮しつつ、現状維持に加え、年間数名ずつ活動者が増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

主な取組 子育て広場の拡充
地域の子育て活動の支援 など

(2) 子育て支援活動のサポート

子育てを応援する機運を高め、市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

主な取組 ファミリー・サポート・センター事業の充実
地域子育て支援事業 など

(3) 地域の子育て支援者の育成

子育てに関わる支援者等を育成するとともに、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

主な取組 ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実
子育てサポーターの育成 など

(4) 子育てに関する学習機会の充実

子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

主な取組 地域子育て支援拠点事業における講座の充実
家庭教育についての学習機会の提供



基本目標 9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進

1 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目 標 (R 6)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	189 件	170 件	子どもの安全が確保されているか を見る指標

これまでの傾向を参考に、約 10%減少することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 事故・犯罪・災害から子どもを守る安全・安心対策の推進

交通事故の発生を未然に防止するため、家庭、保育施設、学校、地域等において、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

防災・災害対策については、子どもが安全に安心して過ごせるよう、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時において適切に対応できるよう、必要な準備等を推進します。

主な取組 交通安全教室の開催
災害安全の確保 など

(2) みんなにやさしいまちづくり

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人に優しいまちづくりを進めます。

主な取組 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
公共交通機関におけるバリアフリー化の促進 など

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

主な取組 小児の医療費の助成
給付型奨学金事業 など



基本目標10 市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化

1 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目 標 (R 6)	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合	15.0%	21.0%	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

2 施策の方向と主な取組

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「相模原市子ども・子育て会議」を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

主な取組 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

(2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり

安心して教育・保育等のサービスを選択し利用するためには、教育・保育の質の確保・向上への取組は欠かせません。事業等の質の確保・向上を図るため、巡回指導、相談、第三者評価の受審の促進等の環境整備を進めていきます。

主な取組 認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の推進
児童福祉施設等のサービス評価の促進 など

(3) 子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体やあらゆる機会を通して、情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報が適切に届き、サービスの利用につなぐことができるよう体制の充実を図ります。

主な取組 さがみはら子育てきずなメール事業
電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進 など

(4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、ボランティア、NPO法人、幼稚園・保育所・学校、行政等を含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

主な取組 子育て広場の連携の強化
認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進 など

(5) 企業等との連携

企業等との連携により子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援に参画しやすい仕組みづくりを進めます。

主な取組 こども110番の家の設置
企業・大学等スポーツネットワーク事業 など

さがみはら 子ども応援プラン

概要版

第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画

発行者 相模原市子ども・若者未来局 子ども・若者政策課

住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11-15

TEL 042-754-1111(代表) FAX 042-759-4395
